

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 16 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 12 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成 16 年 12 月 24 日は 21 万 3,000 円、17 年 7 月 25 日は 33 万 3,000 円、18 年 7 月 25 日は 23 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 24 日  
② 平成 17 年 7 月 25 日  
③ 平成 18 年 7 月 25 日

私は、昭和 54 年から A 社に勤務しているが、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は21万3,000円、申立期間②は33万3,000円、申立期間③は23万3,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成 16 年 12 月 24 日は 2 万円、17 年 7 月 25 日は 3 万 5,000 円、18 年 7 月 25 日は 1 万 5,000 円、同年 12 月 20 日は 1 万 6,000 円、19 年 7 月 25 日は 1 万 7,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 24 日  
② 平成 17 年 7 月 25 日  
③ 平成 18 年 7 月 25 日  
④ 平成 18 年 12 月 20 日  
⑤ 平成 19 年 7 月 25 日

私は、平成 8 年から A 社に勤務しているが、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は2万円、申立期間②は3万5,000円、申立期間③は1万5,000円、申立期間④は1万6,000円、申立期間⑤は1万7,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成 16 年 12 月 24 日は 18 万 6,000 円、17 年 7 月 25 日は 17 万 7,000 円、18 年 7 月 25 日は 24 万 1,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 24 日  
② 平成 17 年 7 月 25 日  
③ 平成 18 年 7 月 25 日

私は、平成 13 年から A 社に勤務しているが、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は18万6,000円、申立期間②は17万7,000円、申立期間③は24万1,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を 14 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 25 日

私は、平成 17 年から A 社に勤務しているが、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A 社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、14 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は昭和51年10月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月1日から51年10月1日まで

私は、昭和49年4月にA社に入社し、途中、職種の変更はあったが、勤務日数や勤務時間の変更も無く、51年9月末まで継続して勤務していた。

申立期間当時、一緒に働いていた同僚には厚生年金保険の記録があるのに、私だけ記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社（オンライン記録によると、A社は、B社に名称変更後、C社に名称変更）を前身とするD社から提出された人事記録（事業所名は確認できない。）及び雇用保険の加入記録（事業所名は、C社）により、申立人が、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、D社から提出された申立人の厚生年金保険等の加入状況を記録した資料によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、前述の人事記録及び雇用保険の加入記録により確認できる退職日の翌日の昭和51年10月1日と記載されている上、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、オンライン記録と同じ50年10月1日に当該事業所に係る被保険者資格を喪失していることが確認できるものの、当該被保険者原票における標準報酬月額の変遷を見ると、51年10月に一旦標準報酬月額の定時決定が行われた後、抹消されているこ

とから、申立人が50年10月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における被保険者資格喪失日を昭和50年10月1日とした記録は有効なものとは認められないことから、申立人の被保険者資格喪失日は、51年10月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る申立人の被保険者原票の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年7月1日から同年8月1日までの期間及び15年4月1日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、12年7月の標準報酬月額に係る記録を22万円、15年4月から同年7月までの期間の標準報酬月額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月1日から16年11月7日まで

私は、平成10年7月から16年11月初旬までA社に勤務していたが、「ねんきん定期便」を見て、申立期間については、標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額や保険料控除額に見合う額よりも低くなっていることが分かった。

現在、給与明細書は所持していないが、当時、給与明細書に記載されていた厚生年金保険料は退職するまで変わらなかった。

申立期間における標準報酬月額を実際に受け取っていた給与額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、

記録訂正の適否を判断することとなる。

また、i) A社から提出された申立期間に係る内容の異なる複数の賃金台帳のうち、A社が実際の給与支払内容を記載していたとする台帳（以下「実際の賃金台帳」という。）における申立人の申立期間に係る給与支給額（所得税の課税対象額。通勤手当を除く。）及び社会保険料控除額の年間の合計額が、申立人の所得税の源泉徴収に関する資料（申立人の平成12年から16年までの各年に係る給与支払報告書（個人別明細書））における「支払金額」及び「社会保険料等の金額」と一致していること、ii) A社から提出された全従業員の各月ごとの賃金を整理した賃金台帳によると、各月の全従業員分の給与支給額（通勤手当を除く。）及び社会保険料控除額の合計額は、A社の総勘定元帳（勘定科目は給料手当及び法定福利費）に記載されている各月のそれぞれの額と一致しているところ、当該賃金台帳により確認できる申立人の申立期間に係る各月の給与支給額及び社会保険料控除額が、前述の実際の賃金台帳により確認できるそれぞれの額と一致していることから、実際の賃金台帳は、申立人の申立期間に係る実際の給与支払内容が記載されたものと推認される。

したがって、申立期間のうち、平成12年7月1日から同年8月1日までの期間及び15年4月1日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された実際の賃金台帳により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、12年7月は22万円、15年4月から同年7月までの期間は15万円とすることが必要である。

なお、当該期間において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社から提出された申立人の平成12年7月に行われた標準報酬月額の随時改定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書及び14年10月に行われた標準報酬月額の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、A社は、申立人の12年4月から同年6月までの期間の各月の報酬月額を12万1,300円、14年5月から同年7月までの期間の各月の報酬月額を12万1,900円として届出を行っていることが確認できるところ、A社は、実際の賃金台帳により確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の当該期間に係る標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年8月1日から15年4月1日までの期間及び同年8月1日から16年11月7日までの期間の標準報酬月額については、A社から提出された当該期間に係る実際の賃金台帳に記載されてい

る厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料と一致又は低くなっていることが確認できるところ、A社の経理担当者は、「当時、経営上の問題で、申立人を含む全従業員の標準報酬月額を下げる手続を行い、当該月額に基づき保険料を控除していたが、事情により実際の支給内容とは異なる給料支払明細書を交付していた。」としている上、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額について不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成12年8月から15年3月までの期間及び同年8月から16年10月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月31日から同年11月1日まで  
私は、平成4年3月から同年10月31日までA社に勤務していた。

私が所持している給与明細書では、平成4年4月分から同年10月分までの給与から厚生年金保険料が控除されているのに、A社における厚生年金保険被保険者期間が平成4年4月から同年9月までしかないことに納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出されたA社が発行した給与明細書により、申立人は、申立期間において、当該事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成4年9月の社会保険事務所（当時）の記録及び給与明細書の厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は、「保険料納付に関する当時の資料は無く不明である。」としているが、事業主が申立人の資格喪失日を平成4年11月1日として社会保険事務所に届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを誤って同年10月31日として記録することは考え難いことから、事業

主は、申立人の資格喪失日を同年 10 月 31 日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。当時の届出及び納付義務者は、C社）における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和23年1月1日）及び資格取得日（昭和23年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1,400円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月1日から同年3月1日まで

私は、昭和22年12月から23年2月までD養成所に入所していた。同級生の友人は、D養成所の期間に係る船員保険の記録が3か月間確認できるのに、私の船員保険の記録が始めの1か月間しか確認できないことに納得できないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所（当時）の記録によると、申立人は、昭和22年12月1日にA社に係る船員保険被保険者資格を取得し、23年1月1日に被保険者資格を喪失した後、同年3月1日にA社に係る被保険者資格を再取得しており、申立期間の船員保険被保険者記録が確認できない。

しかし、E学校（D養成所の後継機関）から提出されたD養成所修了者名簿及び申立人が覚えているD養成所の同級生であったとする者の証言並びにB社から提出された申立人のA社履歴簿により、申立人が申立期間においてD養成所（昭和22年12月1日から23年2月24日まで）及びA社（昭和23年2月25日から同年3月1日まで）に所属していたことが確認できる。

また、i) B社から提出された申立人の船員保険被保険者記録が記載さ

れた資料により、申立人は、昭和 22 年 12 月 1 日に船員保険の被保険者資格を取得し、23 年 3 月 1 日に所属が変更されているものの、申立期間においても継続して船員保険に加入していることが確認できること、ii) 船員保険法の改正により、20 年 4 月 1 日から適用範囲が予備船員にも拡大されているところ、当該資料を見ると、「乗船又は予備開始年月日」欄に「22 年 12 月 1 日」、「下船又は予備終了年月日」欄に「23 年 3 月 1 日」とそれぞれ記載されていること、iii) 申立人が覚えている同僚は、A 社から D 養成所に行くように指示された旨述べていることを踏まえると、申立人は、D 養成所に所属していた期間及び A 社で実際に乗船するまでの期間については、A 社の予備船員として船員保険に加入していたものと推認される。

さらに、前述の修了者名簿に記載されている 26 人（申立人を除く。）の船員保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）により、全員が C 社において、昭和 22 年 12 月 1 日に船員保険の被保険者資格を取得している上、前述の申立人の被保険者記録が記載された資料には欄外に「C 社」と記載されていることから、当時の船員保険の届出及び納付義務者は C 社であったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の被保険者記録が記載された資料及び A 社に係る船員保険被保険者名簿から 1,400 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C 社は既に解散しており、これを確認することができないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得に係る届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 23 年 1 月及び同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 28 万円に訂正することが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 3 月 1 日から 8 年 2 月 1 日まで  
私は、A社に営業担当の役員として勤務していた。

今回、私のねんきん定期便を確認したところ、申立期間における標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが分かった。

このような標準報酬月額の記録訂正には納得できないので、申立期間の標準報酬月額を、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は 28 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 8 年 2 月 1 日）の後の平成 8 年 2 月 9 日付けで、6 年 3 月 1 日に遡及して 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、「私は、営業担当の役員であったが、事務的なことには一切関与していなかった。」と主張しているところ、A社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時、A社の役員であったことが確認できる 5 人（申立人を含む。）のうちの 2 人は、「申立人は、標準報酬月額の引き下げに係る社会保険関係の事務には一切関与していない。」と回答している上、申立期間当時、給与及び社会保険事務を担当していたとする者は、「申立人には社会保険事務に関する権限は無かった。」と回答しているほか、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 8 年 2 月 1 日にA社に係る被保険者資格を喪失したことが確認できる者で事情を聴取できた複数の者は、「申立人は、営業担当であり、給与や社会保険事務には関

与していなかったと思う。」と回答していることを踏まえると、申立人は、A社の社会保険事務について権限を有しておらず、当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、このような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た 28 万円に訂正することが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年6月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年6月から58年9月まで

私が学校を卒業した昭和\*年3月から就職した58年8月までの間に、父親が「お前を年金に入れるのを忘れていた。保険料を20歳の誕生日まで遡って納めたので大変だった。」と言っていたのを明確に覚えている。

父親は偽りを言うような人ではなく、父親がA町（現在は、B市）役場で国民年金の加入手続を行い、A町役場又は郵便局で申立期間の国民年金保険料を遡って納付してくれたはずである。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「学校を卒業した昭和\*年3月から就職した58年8月までの間に、父親が国民年金の加入手続を行ったはずである。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、60年4月19日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は既に死亡しているため、当時の加入手続及び納付状況等を確認できない上、申立人の父親が納付したとしている郵便局に確認しても、申立期間当時の資料は保存期間を経過しているため、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、A町における申立人の国民年金被保険者名簿によれば、昭和60年12月11日に、時効にかからない58年10月から60年3月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立人の父親は、申立期間の保険料を時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料等（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、A市に居住していたとき、家主に勧められ、国民年金に加入した。国民年金保険料については、自治会の役員が、定期的に自宅に集金に来たときに、自治会費等と一緒に納めていたと思うので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人には、国民年金制度発足に当たっての準備期間である昭和35年10月頃と50年10月に、それぞれ別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、35年10月頃に払い出された国民年金手帳記号番号の被保険者期間は申立期間と一致しているものの、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらない上、50年10月に払い出された国民年金手帳記号番号の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によれば、申立人の最初の被保険者資格取得年月日は46年3月1日となっており、申立期間については、国民年金の未加入期間となっていることから、当該手帳記号番号のいずれにおいても、申立期間の保険料を納付していたものとは考え難い。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、当時、町内の商店主等が自治会の役員をしており、集金に来た役員に自治会費等と一緒に現金で納めた。」と主張しているが、申立人が当時居住していた町内において、申立人が申立期間当時に集金に来ていたとする商店主等のうち、現存している商店の店主は、「申立期間当時の店主は父親であった。」と述べているところ、申立期間当時の商店主については、申立人の最初の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和35年10月と同時期に国民年金手帳記号番号が払い出されているものの、申立期間における保険料は未納と

なっている上、申立期間当時の他の商店主については、申立人が氏名を覚えておらず、住所が不明のため、当時の国民年金保険料の徴収状況について確認することができず、前述の現存している商店の申立期間当時の商店主の手帳記号番号の前後において払い出された別の商店主と思われる複数の者についても、申立期間における保険料は未納となっていることから、必ずしも自治会費に含めて国民年金保険料が徴収されていたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年1月までの期間及び同年4月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月から10年1月まで  
② 平成10年4月から11年3月まで

私は、平成9年から10年頃に、A市役所の国民年金推進員が頻繁に国民年金保険料の納付を勧めに来ていたので、未納分をまとめて20万円位、A市B支所で納付した。しかし、ねんきん定期便によると、申立期間が保険料未納期間と免除期間になっており納得できない。

申立期間の国民年金保険料を納付したのは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「市役所の国民年金推進員が保険料の納付勧奨に来たのは、A市C町に住んでいるときだけであった。」としているところ、申立人の戸籍の附票によれば、申立人が当該住所地に居住していたのは平成10年12月12日から12年1月3日までであることから、A市役所の国民年金推進員は、当該期間に申立人宅を訪問したものと推認されるが、この期間においては、申立期間①の国民年金保険料は過年度納付によらなければ納付できないが、その当時、A市役所国民年金課に勤務していた職員は、「A市役所の国民年金推進員は、現年度の国民年金保険料の未納者についてのみ、訪問して納付勧奨していた。また、B支所の窓口で徴収できる国民年金保険料は現年度分のみである。」としていることから、申立人が、申立期間①の国民年金保険料をA市B支所において納付したとは考え難い。

また、申立期間②について、申立人は、「免除申請をした記憶が無い。」としているが、オンライン記録上、申立人の免除申請日は、当時同

居していた申立人の両親の免除申請日と同日となっており、後から訂正された形跡も無い上、前述のA市役所国民年金課に勤務していた職員は、「国民年金推進員は、免除している人に免除期間の納付を促すことは無かったし、免除が決定するまでの間に訪問することがあっても、免除申請をした旨の回答があれば、納付指導をすることは無かったはずである。」としている。

さらに、申立期間の国民年金保険料の合計額は、申立人が納付したとする金額とは大きく相違している上、オンライン記録上、申立期間①及び②の間の平成10年2月及び同年3月の国民年金保険料が時効直前の12年3月6日に過年度納付されているが、納付した時期が市役所の国民年金推進員が訪問していた住所から転居した後であることを踏まえると、申立期間の国民年金保険料について、国民年金推進員の納付勧奨を受けてまとめて納付したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から同年9月まで

私は、平成元年3月に退社し無職となった際、母親から、「国民健康保険と国民年金の加入手続をしなければならない。」と言われ、母親に両方の加入手続を依頼したことを強く記憶している。これまで、厚生年金保険が途切れた当初の1か月間又は3か月間程の短期間の空白期間を除き、その都度、母親が国民年金への切替手続を国民健康保険加入手続と併せて行ってくれていた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間は国民年金の未加入期間となっており納得できない。7か月間も空白期間があったはずはないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、厚生年金保険の加入期間に挟まれた期間であり、申立人は、厚生年金保険の資格喪失後の平成元年3月に、申立人の母親が国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、申立人が所持している年金手帳及びA町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿において、申立期間に係る国民年金の資格記録の記載は無く、申立期間は国民年金の未加入期間となっている上、当該記録は、オンライン記録とも一致しており、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は申立期間に係る納付金額及び納付方法等に関する記憶が曖昧である。

さらに、申立人の母親が、申立期間に係る国民年金保険料を納付してい

たことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 10 日から 35 年 4 月 20 日まで  
私は、昭和 32 年 3 月 10 日に A 社に入社し、B 市や C 市にあった A 社の事務所が所有する D 丸、E 丸及び F 丸に乗船していた。  
船員手帳は、申立期間においては所持しておらず、昭和 35 年 5 月に初めてもらった。  
申立期間において、A 社が所有する船舶に乗っていたことは間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社の関連会社である G 社の事業主の回答、及び申立期間及びその前後の期間において、A 社に係る船員保険又は厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の回答により、A 社は、時期は不明であるが、D 丸、E 丸及び F 丸を所有していたものと推認されるところ、申立人が、A 社の B 市の事務所が所有していた D 丸に乗船していたときに一緒であったとする同僚は、申立人と共に A 社の B 市の事務所が所有する F 丸に乗船していた旨述べていることから、期間は特定できないものの、申立人は、A 社が所有する D 丸又は F 丸に乗船していた可能性がうかがわれるが、当該同僚も、F 丸に乗船していたとする期間において、A 社に係る船員保険被保険者記録は確認できない。

また、申立期間及びその前後の期間において、A 社に係る船員保険又は厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても申立人を覚えている者はおらず、申立人がそれぞれの船舶に乗っていたことを特定できない。

さらに、申立人から提出された船員手帳の写しを見ると、申立人に船員

手帳が初めて交付されたのは、昭和 35 年 5 月 2 日であることが確認できる上、申立人は、「私は、申立期間当時、船員手帳は持っていなかった。私が乗船していたD丸及びF丸の総トン数は、いずれも 20 トン未満であった。」としているところ、申立期間当時、A社が所有する船舶の漁労長であった者は、「申立期間当時、20 トン未満の船舶に乗っている者については、船員手帳を作っておらず、船員保険にも加入していなかったと思う。」としている上、制度上、申立期間当時、総トン数 20 トン未満の漁船の乗組員は、船員保険の被保険者とはされていなかった。

加えて、A社は、「当社が保管している船員保険の加入状況が分かる資料では、申立期間に申立人の氏名は確認できない。ほかの資料は無いので、申立人の在籍や保険料控除については不明である。」と回答している上、A社に係る船員保険又は厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 18 日から同年 8 月 26 日まで  
私は、昭和 33 年 4 月 18 日から同年 8 月 25 日まで、A社に勤務していた。B市から一緒に行ってA社で勤務した後に一緒に帰ってきた友人の厚生年金保険被保険者記録は確認できるのに、私の記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C市に所在するA社は、申立人及び申立人が覚えている同僚3人について、「同僚2人については、当社が管理している資料により、申立期間における在籍及び厚生年金保険の加入記録が確認できるが、申立人及び別の同僚については加入記録が確認できない。」と回答している上、当該資料における当該同僚2人の厚生年金保険の加入記録は、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる厚生年金保険被保険者記録とも一致している。

また、申立人は、「C市内の事業所で勤務した回数はよく覚えていない。」としているなど、申立人のA社における勤務内容などの当時の記憶は曖昧である上、申立人が覚えている同僚3人のうち、A社に係る被保険者記録が確認できる2人は、「申立人を含む数人といつも一緒にD市やC市にあった事業所に仕事に行っていたので、A社でも一緒だったと思う。」としているものの、オンライン記録上、当該同僚2人については、C市に所在するE社に係る被保険者記録も確認できるところ、E社においては、申立人及び申立人が覚えている別の同僚1人の被保険者記録も確認できる。

さらに、A社は、「当社の社会保険の加入履歴では、申立人の氏名は確認できないので、申立人の厚生年金保険料控除については不明である。」としている上、申立期間において、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、前述の2人以外に申立人を覚えている者はおらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることができなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月31日から同年2月1日まで  
私は、A社（現在は、B社）に昭和24年4月1日から26年1月31日まで勤務していたのに、厚生年金保険の資格喪失日が同年1月31日となっていることに納得できない。  
申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和26年1月31日までA社に勤務していた。」としているものの、B社から提出された文書の写しを見ると、昭和26年1月31日付けで被保険者資格喪失届及び健康保険被保険者証を同時に提出した旨記載されていることが確認できる。

また、B社は、「申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を控除していたかは不明である。」としている上、申立期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、「申立人が勤務していたことは覚えているが、申立人の退職日までは覚えていない。」としており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）に記載されている申立人の当該事業所に係る被保険者記録は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申

立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 35 年 1 月まで

私は、昭和 34 年 4 月から 35 年 1 月まで、A 社 B 支所に勤務していたのに、私の厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録上、A 社 B 支所は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないが、申立期間当時、A 社 C 支社が適用事業所であったことは確認できるところ、A 社 C 支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が覚えている同僚の被保険者記録が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人は A 社に勤務していたものと推認される。

しかし、A 社 C 支社は、「当社には、昭和 30 年頃からの人事記録に関する資料が残っているが、申立人の在籍は確認できない。」としている上、A 社 C 支社が加入している A 社健康保険組合においても、申立人の健康保険の加入記録を確認することができなかったほか、申立期間及びその前後の期間において、A 社 C 支社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、いずれも申立人を覚えておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申

立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月1日から48年2月1日まで

私は、昭和47年5月に設立されたA社（現在は、B社）に設立当初から勤務していた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録上、私のA社に係る厚生年金保険被保険者記録が昭和48年2月1日からとなっていることに納得できない。

A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和47年9月1日から間違いなく厚生年金保険に加入していると思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者（申立人が覚えている同僚を含む。）の回答により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたものと推認される。

しかし、B社に係る商業登記簿謄本によると、当該事業所は、昭和52年\*月\*日に法人として設立登記されていることから、申立期間当時、A社は、個人事業所であった可能性がうかがえるところ、A社で社会保険事務及び給与事務を担当していたとする者は、「A社が厚生年金保険の適用事業所となる申請をしたときには、申立人を代表者として届出したと思う。」としており、A社が初めて厚生年金保険の適用事業所となった当時の事業所名簿及びB社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写しにより、申立人は、申立期間において、A社の事業主として社会保険事務所（当時）に届出が行われていたことが確認できることから、申立人は、申立期間においては、制度

上、A社において厚生年金保険の被保険者とはなれなかったものと考えられる。

また、B社は、「申立期間当時の資料が無いので、申立人の保険料を控除していたかどうかは不明である。」としている上、前述の事務担当者も、「申立人の保険料を控除していたかどうかは覚えていない。」としているほか、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月から 49 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間において、A社で勤務していた。A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないが、勤務していたことは在籍証明書により確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時にA社（商業登記簿謄本では、B社）に勤務していたときに同僚と撮影した写真を所持しており、当該同僚についてはA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できること、及び申立期間及びその前後の期間においてA社に係る被保険者記録が確認できる複数の者（写真に写っている同僚を含む。）の回答から、申立人が、少なくとも申立期間の一部において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人から提出されたA社が発行した在籍証明書について、A社は、「当時の資料は無く、申立期間当時の役員に確認して証明書を発行した。」としているところ、当該役員は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、在籍期間については覚えていない。」としている上、前述の申立人がA社に勤務していたことを覚えている者も、申立人が勤務していた期間は覚えておらず、申立人の在籍期間までは特定できなかった。

また、申立人が同じ職種であったとする同僚二人及び当該同僚二人のうちの一人が覚えていた別の同じ職種の者一人についても、A社に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できないことから、事情は不明であるが、A社は、申立期間当時、必ずしも全ての申立人と同じ職種の者を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がある。

さらに、A社は、「申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかについては不明である。」としている上、当時の事業主及び社会保険の担当者は既に死亡しているほか、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年10月18日から33年4月25日まで  
② 昭和33年4月26日から同年6月3日まで  
③ 昭和33年6月5日から34年1月23日まで

私は、申立期間①についてはA社B出張所においてC丸に、申立期間②についてはD社E出張所においてF丸に、申立期間③についてはA社B出張所においてC丸に勤務していたが、当該期間に係る船員保険の記録が無い。

船員手帳により乗船記録が確認できるので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳により、申立人は、申立期間①及び③においてはA社が所有する船舶に、申立期間②においてはD社が所有する船舶に乗っていたことが確認できる。

しかし、船舶所有者記号払出簿（船舶所有者名簿）により、申立期間②当時、D社E出張所は船員保険が適用されていないことが確認できる。

また、申立期間①及び③については、A社B出張所に係る船員保険被保険者記録が確認できる複数の者が、「申立人が乗っていた船の船員は、船長等を除いて船員保険には加入していなかった。」としているところ、制度上、申立期間当時、総トン数30トン未満の漁船に乗る者については、船員保険の被保険者とはされていなかったが、申立人から提出された船員手帳によると、申立人が申立期間①及び③に乗っていたC丸は30トン未満である上、船員手帳により、申立期間及びその前後の期間において、A社が所有する30トン未満の船舶に乗っていたことが確認できるとする複

数の者についても、当該乗船期間に係る被保険者記録は確認できない。

さらに、申立期間②については、申立期間②において、A社B出張所に係る被保険者記録が確認できる者が、自身が所持している船員手帳では、申立期間②当時に乗っていた船舶の所有者がD社となっている旨述べていること等から、申立期間②当時、D社が所有する船舶の船員については、A社B出張所に係る船員保険の加入対象者であった可能性もあるものの、申立人から提出された船員手帳によると、申立人が申立期間②に乗っていたF丸は30トン未満であることが確認できる。

加えて、A社B出張所に係る船員保険被保険者名簿を見ても、既に確認されている記録以外に申立人に係る被保険者記録は確認できない上、申立人の船員保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）においても、申立期間に係る被保険者記録は確認できないほか、申立人から提出された船員手帳により、F丸の船長であったことが確認できる者及び申立人が漁労長であったとする者については、申立期間②において、G県の船舶所有者に係る被保険者記録が確認できることから、G県の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらなかった。

このほか、A社の事業を継承しているH社傘下のI社は、「申立人の勤務実態や保険料控除の状況については、当時の資料が無く不明である。」としている上、A社B出張所又はG県の船舶所有者に係る船員保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかったほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 1 日から 52 年 8 月 16 日まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録を確認したところ、標準報酬月額が余りにも低いので驚いた。

当時は住み込みで働いていたが、食費や住宅費等が報酬月額に算入されていないのではないかと思うので、申立期間の標準報酬月額を適正な金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時の資料が無く、現物支給の食費や住宅費等を現物給与として報酬月額に算入していたかどうかは分からない。」としている上、申立期間当時、A社の給与事務を行っていたとする者も、同様に「現物給与を報酬月額に算入していたかどうかは分からない。」としているほか、A社の申立期間当時の事業主は既に死亡しており事情を聴取することができないことから、A社が現物給与を報酬月額に算入していたかどうかを確認することはできない。

また、申立期間における申立人の標準報酬月額と、申立人と同時期にA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者の標準報酬月額とを比較しても、申立人のみが特に低い額とはなっていない上、このうちの事情を聴取することができた複数の者は、「厚生年金保険料の控除額については覚えていないが、A社に勤務していたときの給与額を踏まえると、A社に係る標準報酬月額が特に低い額と思ったことはない。」としている。

さらに、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、当該被保険

者原票及びオンライン記録を確認しても、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 9 日から 53 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 3 月から 53 年 3 月まで A 病院（現在は、B 病院）に勤務していたが、A 病院に係る厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、52 年 4 月 9 日に被保険者資格を喪失したことになっていた。

しかし、A 病院 C 学校に通いながら、C 学校を卒業した 53 年 3 月まで継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 病院から提出された従業員名簿及び雇用保険の加入記録によると、申立人は、A 病院を昭和 52 年 4 月 8 日に退職したことが確認できる上、当該事業所は、「申立てどおりの届出及び保険料控除を行ったかどうかについては資料が無いので不明だが、学校の 3 年生の履修内容は実習が主になるので、ほとんどの者が休職し無給となる。仮にアルバイトとして勤務しても、勤務時間が限られることから社会保険への加入は難しいと思われる。」としている。

また、オンライン記録上、申立期間当時、A 病院に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で、申立人と同様に勤務しながら、A 病院 C 学校に進学したとする複数の者は、「学校の 3 年生になると、実習のために働くことができず、休職又は退職扱いになり、厚生年金保険被保険者資格を喪失した。」としているところ、これらの者が学校の 3 年生であったとする期間における被保険者記録は確認できない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当

たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月から 23 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 17 年から A 社で勤務し、19 年 8 月に徴兵されたため、一旦 A 社を退職したが、復員後の 20 年 9 月頃から A 社に再度入社し、私の弟と一緒に 23 年 8 月頃まで勤務していた。この間、私の妹が私と弟の給料を事務所まで取りに行ったことを記憶している。

しかし、「ねんきん特別便」では、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者が申立人を覚えていることから、申立人が、少なくとも申立期間の一部において、当該事業所に勤務していた可能性はうかがえるものの、申立人を覚えている者も申立人が当該事業所に再入社した時期までは覚えていない上、申立人の妹も、申立人が当該事業所で勤務していた時期については不明であるとしていることから、申立人が当該事業所で再度勤務していた時期を特定することができない。

また、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は不明である上、当該事業所において、申立人と共に勤務していたとする申立人の弟は、療養中のために当時の事情を聴取することもできないほか、申立期間において、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立

人は、当該事業所において、昭和 17 年 6 月に厚生年金保険被保険者資格を取得した後、復員した後の 23 年 9 月に別の被保険者記号番号により被保険者資格を再取得しているが、それぞれの記号番号により確認しても、既に確認されている記録以外に申立人の被保険者記録は確認できない上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）に記載されていた申立人の当該事業所に係る被保険者記録は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 1 日から 31 年 10 月 1 日まで  
私は、申立期間において、A病院（現在は、B病院）に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。  
勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録上、A病院は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、C縣市町村職員共済組合によると、「A病院は共済組合対象の事業所であり、地方公務員等共済組合法が施行された 昭和 37 年 12 月 1 日より前は、共済組合の組合員は、長期又は短期一方のみに加入することもあったようだ。当時の組合員の記録は、『掛金納入簿』という資料で確認できるものの、同法施行前に当該病院に勤務されていた方の記録は、当該帳簿に『短（短期のみの加入）』と記載されている者が多く確認でき、同法施行以降は、当該病院に継続して勤務している者は共済組合員としての加入記録が確認できるが、当該納入簿に申立人の氏名は記載されていない。」としている。

また、申立人が、申立期間において、勤務していたとするA病院における前任者は死亡しており、申立人は、後任者及び同僚の氏名を覚えていないため、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申

立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 6 年 3 月 1 日まで

私は、平成 3 年 3 月に退職し、同年 4 月 1 日から 6 年 3 月 31 日までの 3 年間、A 社に勤務していた。

私よりも前に勤務していた人が勤務していたときには厚生年金保険に加入しており、現在、厚生年金を受給していると聞いたが、私の「ねんきん特別便」では、私が勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している雇用保険短時間受給資格者証において、資格取得年月日は平成 3 年 4 月 1 日、離職年月日は 6 年 3 月 31 日と記載されており、A 社から提出された平成 3 年度から 5 年度までの「非常勤嘱託勤務条件等」の一覧表に申立人の氏名が確認できることから、申立人は、申立期間において、A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社から提出された平成 3 年度及び 4 年度の「非常勤嘱託勤務要領」には「厚生年金なし」との記載があることから、少なくとも 3 年度及び 4 年度においては、厚生年金保険に加入していなかったと推認される上、A 社は、「申立人は、申立期間当時の A 社の厚生年金保険加入要件に該当せず、厚生年金保険に加入していなかったが、平成 6 年 3 月に厚生年金保険加入要件が緩和されたため、同年 3 月 1 日付けで加入することとなった。したがって、申立期間の厚生年金保険料を申立人から徴収しておらず、社会保険庁（当時）には申立人の同年 3 月分の厚生年金保険料のみを納付している。」と回答している。

また、申立人と同日の平成6年3月1日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる者が事情を聴取することができた6人は、いずれも申立人と同様に、非常勤嘱託職員として勤務していたが、勤務を開始した時期と厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致していないとしている上、6人のうちの1人は、「勤務し始めてからしばらくの間は厚生金保険等に加入していなかったが、平成6年3月から加入できるようになった。それまでは保険料は控除されていない。」としており、他の1人は、「平成6年3月から厚生年金保険に加入するようになったとA社から説明を受けた。」としている。

なお、申立人は、「私よりも前に非常勤嘱託職員として勤務していた人は、厚生年金を受給している。」としているが、A社は、非常勤嘱託職員については、昭和59年3月までは厚生年金保険に加入させていたところ、同年4月1日から厚生年金保険に加入させない取扱いに変更した可能性があるとしている。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。